



日本女性法律家協会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12 ステューディオ虎ノ門811

TEL: 03-3578-1981 FAX: 03-3437-6188

会長 紙子 達子

<http://www.j-wba.com>

会員各位

刑法・性犯罪規定に関する勉強会のご案内

日ごとに秋の深まりゆく今日この頃です。皆さまにはお元気でご活躍のことと存じます。

さて、性暴力の罰則に関し、刑法改正の議論が進み、既に条文の骨子が発表されています。部会の前提となる「研究会」で検討された論点は、下記の通りです。

- 1 法定刑の見直し
- 2 強姦罪の主体等の拡大
- 3 性交類似行為に関する構成要件の創設
- 4 暴行・脅迫要件の緩和
- 5 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設
- 6 性交同意年齢の引き上げ
- 7 配偶者間における強姦罪の成立
- 8 性犯罪の非親告罪化
- 9 公訴時効の撤廃または停止
- 10 刑法における性犯罪に関する条文の位置

また、部会での議論を経て、法制審では下記のような要綱（骨子）を公表しており、これらを条文に整え、来年の通常国会に提出する予定になっております。

- ア 強姦罪の犯罪類型に性交類似行為を加え、法定刑を5年にする「強姦罪の改正」
- イ 監護者であることによる影響力を利用したわいせつな行為または性交等にかかる罪の新設
- ウ 強姦罪の非親告罪化

そこで、女法協では、性犯罪の規定について、女性の法律家として意見を表明すべく、下記の日程で勉強会を開催することとなりました。奮ってご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時 平成28年11月24日（木） 午後6時半～

場所 弁護士会館 5階（509号室）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号弁護士会館

アクセス 丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞が関」B1出口より直通
有楽町線「桜田門」5番出口より徒歩8分

講師 角田 由紀子 会員【法制審 刑事法（性犯罪関係）部会 委員】